

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和 7 年 3 月 6 日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 3 月 13 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見の求めがあった。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和 7 年 3 月 6 日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 28 条の 41 第 3 項及び同法 28 条の 46 第 1 項の規定に基づき、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 3 月 13 日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがあったところ。（資料 3－1、資料 3－2）。

2. 変更の内容

(1) 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更に伴う送配電等業務指針の変更

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の導入拡大により、再エネの出力制御が増加していることから、燃料費を抑制しつつ再エネを最大限活用することが喫緊の課題となっている。

現行の送配電等業務指針では、一般送配電事業者のエリア内で電気の供給が余剰となる場合において、発電設備の出力制御等の措置を講じ、当該措置を講じても電気の余剰を解消できない場合は、一般送配電事業者間での余剰電力の送受電（長周期広域周波数調整）等を行う旨を規定している。

今般、長周期広域周波数調整で電気を受電するエリアにおいても、必要に応じて火力電源等の発電設備の出力制御等の措置を講ずることで、受電エリアの受電可能量を増やす運用が、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第 46 回系統ワーキンググループ（以下「系統ワーキンググループ」）において整理され、さらに、下げ代不足融通指示を行う場合、受電エリアでも、必要に応じて再エネを出力制御して、余剰電力を受電する運用について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（2024 年 4 月 1 日施行）にて規定された。

これらに対応するため、需給制約時の措置（優先給電ルール）に関する規定の見直しを行う。

(主なルール整備事項)

- ・ 一般送配電事業者は、長周期広域周波数調整により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて調整力として確保している発電設備等に加え、調整力としてあらかじめ確保していない発電設備の出力を抑制する等して、余剰電力を受電することを規定。
- ・ 併せて、一般送配電事業者は、広域機関による下げ代不足融通指示により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて再エネを出力制御して余剰電力を受電することを明記。

(2) 中地域交流ループの運用開始に向けた業務規程の変更

中部・北陸・関西の3エリアをそれぞれ結ぶ連系線については、ルート断時の供給信頼度の向上や運用容量の増加を目的に、南福光 BTB を廃止したうえで、中部北陸間を直流連系から交流連系に切り替え、中地域で交流ループ運用を行うことが、2026 年度当初に予定されている。

現在、中部・北陸・関西間の各連系線は、北陸フェンス潮流及び個別連系線の運用容量等で管理しているが、中地域交流ループの運用開始後は、交流ループ系統内のルート断事故時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮して、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を3つのフェンス潮流で管理する運用に変更することを広域機関の第88回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会で整理された。

これに対応するため、地域間連系線の管理に関する規定の見直しを行うもの。

(主なルール整備事項)

- ・ 中地域交流ループ運用の開始に伴い、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を3つのフェンス潮流で管理することを規定。
- ・ 南福光 BTB の廃止に伴い、中部北陸間連系設備の対象設備の記載ぶりを見直し。

(3) 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する業務規程、送配電等業務指針の変更

再エネの導入拡大に伴い、系統用蓄電池が需給変動などの対応に果たす役割が増大していることを踏まえ、系統用蓄電池の更なる導入が促進されている。

系統用蓄電池の連系に際しては、放電時（逆潮流側）、充電時（順潮流側）に対する検討が必要であるところ、逆潮流側においては、蓄電池事業者が系統の増強工事を待たず系統接続できる代わりに、混雑発生時の出力制御については、需給制約時と同様、発電機等の出力抑制順位の中に蓄電設備の放電を位置づけることが、第51回系統ワーキンググループで整理された。

また、順潮流側については、混雑が発生しないよう系統増強を行ってから連系することが前提とされていたところ、第46回系統ワーキンググループの方針を受けて、蓄電設備の連系に際し、順潮流側の系統混雑が発生すると予想される場合、N-1 故障発生時（作業停止時含む）に、当該蓄電設備の充電を抑制することを前提に平常時の運用容量を拡大し、系統増強を行わずに連系を承諾することができることが広域機関の第70回広域系統整備委員会で整理された。

これら整理に基づき、蓄電設備の出力制御等に関する規定の見直しを行う。

(主なルール整備事項)

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の系統制約による混雑発生時の出力制御として、非調整電源について、火力電源等の出力抑制の次（バイオマス電源や自然変動電源等より前）に、蓄電設備の放電を抑制する順位とすることを規定。
- 蓄電設備の連系に際し、電力設備の単一故障（N-1 故障）時に、当該蓄電設備の充電を停止することを前提に、平常時の運用容量を拡大し、系統増強せず連系できることを規定。
- 併せて、上記を前提とした蓄電設備の連系に伴い、作業停止時においても、系統作業により混雑が発生すると予想される場合、蓄電設備の放電抑制に加え、蓄電設備の充電を抑制することを規定。

(4) 作業停止計画調整に関する業務規程、送配電等業務指針の変更

広域機関及び一般送配電事業者は、送配電設備や関連する発電設備等の点検や修繕等の作業を計画的かつ円滑に実施するため、業務規程及び送配電等業務指針に則り、発電設備や送配電設備の作業計画（以下「作業停止計画」）の取りまとめ及び調整を実施している。

一方、広域機関及び一般送配電事業者は、実需給年度の2年前に容量市場のメインオークションで落札された発電設備等の停止計画（以下「容量停止計画」）の調整を、作業停止計画の調整に先行して実施しており、停止計画の調整スケジュールがそれぞれ異なっている。

これらを踏まえ、効率的に整合を図りながら調整業務を実施するため、作業停止計画の調整スケジュールを、先行して実施している容量停止計画の調整スケジュールに合わせることで第103回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会で整理された。

この整理に基づき、作業停止計画に関する規定の見直しを行う。

(主なルール整備事項)

- 容量停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、作業停止計画の調整スケジュールに関する規定を見直し（11～2月中旬 ⇒ 8～12月末へ前倒し）。

(5) その他の業務規程及び送配電等業務指針の変更

(主なルール整備事項)

- 大規模災害の発生又はそのおそれがあるときに、広域機関が対応態勢の発令を判断する基準について、既に提供が終了している東海地震に関連する情報に関する規定を削除し、南海トラフ地震臨時情報に関する情報を追加する。
- 予備電源の落札結果に関して、募集要綱に基づき公表することが総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第93回制度検討作業部会で整理された。これを踏まえ、具体的な公表内容を募集要綱で定める。
- 北海道エリアにおける風力発電導入拡大に向けた実証試験に係る附則について、2024年3月31日に実証試験が終了したことから、当該附則を削除。
- その他記載の適正化（送配電等業務指針から業務規程への規定の移設、規定間の平仄、字句修正等）。

3. 認可申請に係る意見

業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと認められるため、資料3-3、資料3-4のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

4. スケジュール

3月6日	広域機関 総会 業務規定及び送配電等業務指針案が諮られ、総会終了後、広域機関から 経済産業大臣に認可申請
3月13日	経済産業大臣から広域機関の申請に関する意見聴取
3月21日（本日）	<u>電力・ガス取引監視等委員会にて審議</u>
3月下旬	経済産業大臣が業務規程及び送配電等業務指針を認可

【参考】関係法令等

業務規程

●電気事業法

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に必要な事項が含まれていなければならない。
- 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

●広域的運営推進機関に関する省令

(業務規程の記載事項)

第九条 法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(51) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の該当部分に適合することとする。

送配電等業務指針

●電気事業法

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと。

3・4 (略)

●広域的運営推進機関に関する省令

(送配電等業務指針)

第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 発電等用電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 受電用の設備と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 四 電気の安定供給を確保するために必要な発電等用電気工作物の設置に関する事項
- 五 一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(52) 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添4)に適合することとする。

経済産業省

20250306資第21号
令和7年3月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

2025年3月6日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり
- 2 変更しようとする年月日
 - (1) 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
 - (2) (1)にかかわらず、第124条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
国の審議会の議論等に適切に対応するため
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>6</u> 年 8 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 <u>令和 6 年 8 月 1 日 変更</u> <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第 1 款 容量市場の開設	第 1 款 容量市場の運営
（追加オークションの実施判断） 第 3 2 条の 2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の 2 年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二～四 （略） 3～6 （略）	（追加オークションの実施判断） 第 3 2 条の 2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度の 2 年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二～四 （略） 3～6 （略）
（アセスメントの実施） 第 3 2 条の 3 4 （略） 2 （略） 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 5 号から第 8 号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の 2 年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。 二 （略） 三 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の 2 年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 四～八 （略）	（アセスメントの実施） 第 3 2 条の 3 4 （略） 2 （略） 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 5 号から第 8 号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の 2 年前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。 二 （略） 三 実効性テスト結果の確認 実需給年度の 2 年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 四～八 （略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略） 2・3 （略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。）が自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略） 2・3 （略）
（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合 <u>には</u> 、次の各号に掲げる事項を公表する。	（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合 <u>は</u> 、募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を公表する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																																																		
一～三 （略）	一～三 （略）																																																																		
（連系線の管理） 第 1 2 4 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、別表 1 0－1 の連系線の管理を行う。 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線（※ 1）</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）</td></tr><tr><td><u>中部関西間連系線</u></td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備（※ 2）</td><td>中部 ～ 北陸</td><td><u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u></td></tr><tr><td>北陸関西間連系線（※ 2）</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線（※ 3）</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table> （※ 1）（略） （※ 2）<u>中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。</u> （※ 3）・（※ 4）（略）	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）	<u>中部関西間連系線</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u>	北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	（連系線の管理） 第 1 2 4 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、別表 1 0－1 の連系線の管理を行う。 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線（※ 1）</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）</td></tr><tr><td><u>中部関西間連系線（※ 2）</u></td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備（※ 2）</td><td>中部 ～ 北陸</td><td><u>南福光開閉所の連系設備</u></td></tr><tr><td>北陸関西間連系線（※ 2）</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線（※ 3）</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table> （※ 1）（略） （※ 2）<u>中部関西間連系線、中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、当該連系線及び連系設備を含むループ系統（以下「中地域交流ループ」という。）内でのルート断故障時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮した 3 つのフェンス潮流（中部フェンス潮流、北陸フェンス潮流及び関西フェンス潮流）により管理する。</u> （※ 3）・（※ 4）（略）	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）	<u>中部関西間連系線（※ 2）</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光開閉所の連系設備</u>	北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）																																																																	
<u>中部関西間連系線</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u>																																																																	
北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）																																																																	
<u>中部関西間連系線（※ 2）</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光開閉所の連系設備</u>																																																																	
北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 （略） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別	（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 （略） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別																																																																		

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）						
	種 別		内 容			種 別		内 容			
	計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画			計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者、特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）及び託送供給契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画			
		月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画				月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画			
（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 <u>発電計画提出者</u> 三 流通設備（<u>発電計画提出者</u>の提出対象となるものに限る。） <u>発電計画提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画提出者</u>から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11－2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）					（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者、特定契約者又は託送供給契約者（以下「発電計画等提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 <u>発電計画等提出者</u> 三 流通設備（<u>発電計画等提出者</u>の提出対象となるものに限る。） <u>発電計画等提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画等提出者</u>から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11－2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）						
別表11－2 作業停止計画調整における各期日					別表11－2 作業停止計画調整における各期日						
業務内容			種別		その他	業務内容			種別		その他
			年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）					年間及び月間計画の変更・追加	年間計画 （翌年度・翌々年度）	
発電設備等及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※1）	原案	毎年10月末頃		毎月 1日頃	不定期 （速やかに）	発電設備等及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※1）	原案	毎年7月末頃		毎月 1日頃	不定期 （速やかに）
	調整案	毎年12月末頃		毎月10日頃			調整案	毎年10月末頃		毎月10日頃	
	最終案	毎年 2月中旬		毎月中旬			最終案	毎年 1月上旬		毎月中旬	

変 更 前（変更点に下線）						変 更 後（変更点に下線）									
	広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）			広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）					
		調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）				調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）					
		承認・決定計画（※２）	毎年３月１日	毎月２０日				承認・決定計画（※２）	毎年１月末頃	毎月２０日					
	作業停止計画の調整案の調整		毎年１月（必要により２月実施可）		必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整		毎年１１月から１２月頃		必要に応じて実施				
本機関による作業停止計画の承認（※３）		毎年２月下旬		毎月中旬（翌月分）		不定期（速やかに）		本機関による作業停止計画の承認（※３）		毎年１月中旬		毎月中旬（翌月分）		不定期（速やかに）	
（※１）～（※３）（略）						（※１）～（※３）（略）									
（作業停止計画の調整案の提出、共有） 第１５９条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第２項の規定に準じて、<u>発電計画提出者</u>から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）						（作業停止計画の調整案の提出、共有） 第１５９条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第２項の規定に準じて、<u>発電計画等提出者</u>から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）									
（作業停止計画の調整案の調整） 第１６０条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画提出者</u>から、前条第３項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 ２ 前項の申出があった場合には、別表１１－２で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った<u>発電計画提出者</u>との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。						（作業停止計画の調整案の調整） 第１６０条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>発電計画等提出者</u>から、前条第３項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 ２ 前項の申出があった場合には、別表１１－２で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った<u>発電計画等提出者</u>との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。									
（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第１６１条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第１項の規定に準じて、<u>発電計画提出者</u>から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）						（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第１６１条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第１項の規定に準じて、<u>発電計画等提出者</u>から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）									
（作業停止計画の調整に当たっての考慮事項） 第１６３条 本機関は、第１５８条及び第１６０条に定める作業停止計画の調整に当たっては、<u>電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</u>						（作業停止計画の調整に当たっての考慮事項） 第１６３条 本機関は、第１５８条及び第１６０条に定める作業停止計画の調整に当たっては、<u>次の各号に掲げる事項を考慮する。ただし、第１号から第６号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u>									

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）																				
（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）			二 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関は、前項の作業停止計画の調整に当たり、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合は、潮流調整の効果及び発電計画等提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u>																				
（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 ～ 7 （略）			（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 ～ 7 （略）																				
別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織			別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織																				
<table><tr><th>情勢</th><th>対応態勢</th><th>対応組織</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設） <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td><td>警戒態勢 （発令者：事務局長）</td><td>警戒本部 （本部長：事務局長）</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した</td><td>非常態勢 （発令者：理事長）</td><td>非常災害対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table>			情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設） <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）	<table><tr><th>情勢</th><th>対応態勢</th><th>対応組織</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td><td>警戒態勢 （発令者：事務局長）</td><td>警戒本部 （本部長：事務局長）</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した</td><td>非常態勢 （発令者：理事長）</td><td>非常災害対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table>			情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）
情勢	対応態勢	対応組織																					
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設） <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）																					
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）																					
情勢	対応態勢	対応組織																					
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）																					
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）																					

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
	とき 2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言</u> が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				とき 2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約量の調整結果の確認</u> ） 第 2 条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量の調整結果</u> について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 本機関は、 <u>発電計画提出者間による発電制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画提出者</u> に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電等制約量の調整結果の確認</u> ） 第 2 条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画等提出者間による発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量及び充電制約量（以下これらを総称して「発電等制約量」という。）</u> の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 本機関は、 <u>発電計画等提出者間による発電等制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画等提出者</u> に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約量の調整の不調時の対応</u> ） 第 3 条 本機関は、前条第 1 項による <u>発電制約量の調整結果が不調である場合において発電制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画提出者</u> に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した <u>発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果の報告</u> を受ける。 3 本機関は、 <u>発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者</u> に通知する。 4 本機関は、再調整の結果及び決定した <u>発電制約量</u> を一般送配電事業者たる会員に通知する。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電等制約量の調整の不調時の対応</u> ） 第 3 条 本機関は、前条第 1 項による <u>発電等制約量の調整結果が不調である場合において発電等制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画等提出者</u> に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した <u>発電計画等提出者から発電等制約量の再調整の結果の報告</u> を受ける。 3 本機関は、 <u>発電計画等提出者間による発電等制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電等制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画等提出者間の発電等制約量として決定し、発電計画等提出者</u> に通知する。 4 本機関は、再調整の結果及び決定した <u>発電等制約量</u> を一般送配電事業者たる会員に通知する。				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</u> ） 第 4 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 3 年度の <u>発電制約</u> が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と <u>発電計画提出者間</u> の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約又は充電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有</u> ） 第 4 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 3 年度の <u>発電制約又は充電制約</u> が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と <u>発電計画等提出者間</u> の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。				

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 2 4 条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2024 年 12 月 4 日 ～ 2024 年 12 月 24 日	・本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施 ・意見は 0 件（2025 年 1 月 7 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2025 年 2 月 4 日	・ 2024 年度第 3 回評議員会により、本変更案を議決
2025 年 2 月 5 日	・ 第 496 回理事会において、本変更案を議決
2025 年 3 月 6 日	・ 第 19 回通常総会において、本変更案を議決

電力広域的運営推進機関 第19回通常総会 議事録

- 1 開催日時 2025年3月6日（木曜日） 10時30分～11時18分
- 2 開催場所 東京都江東区豊洲6丁目2番15号（電力広域的運営推進機関）
- 3 総会員数 1,935事業者
- 4 出席会員数 1,087事業者
（内、書面又は電磁的方法による議決権行使1,087事業者）

5 議 案

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 業務規程の一部変更の件
- 第3号議案 2025年度事業計画の件
- 第4号議案 2024年度予算変更の件
- 第5号議案 2025年度予算決定の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

- 報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件
- 報告事項(2) 再エネ収支及び借入の状況の件
- 報告事項(3) 余裕金等の運用経過報告の件

6 議事の経過及び結果

(1) 開会

理事長の大山力が、定款第22条第1項の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

(2) 総会の成立状況の報告

議長が、事務局に報告を求め、事務局長の岩男健佑が、総会員数者1,935者のうち、3月5日時点で書面又は電磁的方法による議決権行使を行った会員が1,087者であり、定款第21条第1項の規定に定める総会員数の半数以上の会員が出席しており、本総会が有効に成立している旨を報告した。

(3) 議事録署名人の選任

議長が、定款第26条の規定に定める議事録署名人3名の選任について、北陸電力送配電株式会社の朝倉 茂（送配電事業者グループ）、株式会社 V-Power の

加藤 栄一（小売電気事業者グループ）、株式会社 Loop の松村 優（発電事業者グループ）を指名した。

（４） 議案審議

議長が、議事の進め方について、第１号議案、第２号議案及び報告事項(1)、第４号議案と第５号議案は、それぞれ一括で説明を行う旨を説明し、また、定款第２１条第２項の規定に定めるところにより、第１号議案、第２号議案は出席した会員の議決権の３分の２以上の賛成により、その他の議案は出席した会員の議決権の過半数の賛成により、それぞれ可決となる旨を説明し、議案の説明に入った。

第１号議案 定款の一部変更の件

第２号議案 業務規程の一部変更の件

報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第１号議案、第２号議案及び報告事項(1)の説明を行った。

〔質疑〕

議案及び報告事項に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第１号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により、賛成が３分の２以上と認め、第１号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。続いて、第２号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により、賛成が３分の２以上と認め、第２号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第３号議案 ２０２５年度事業計画の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第３号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第３号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第３号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第４号議案 ２０２４年度予算変更の件

第５号議案 ２０２５年度予算決定の件

〔議案説明〕

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が第４号議案、第５号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第４号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第４号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

続いて、議長が第５号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第５号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第６号議案 役員選任

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第６号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第６号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第６号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第７号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第７号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第７号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第７号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

報告事項（２）再エネ収支及び借入の状況の件

報告事項（３）余裕金等の運用経過報告の件

〔議案説明〕

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が報告事項（２）、（３）の説明を行った。

〔質疑〕

報告事項に関する事前質問はなかった。

(5) 閉会

総会の議事をすべて終了したため、議長が11時18分に閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証します。

2025年 3月 6日

議長

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

経済産業省

20250306資第22号
令和7年3月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

2025年3月6日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり
- 2 変更しようとする年月日
2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
国の審議会の議論等に適切に対応するため
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 7 年 1 月 6 日変更		平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更	
送配電等業務指針		送配電等業務指針	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 1 月 6 日 変更</u> <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～四 （略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に供給支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。以下同じ。）や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第６４条第２項第２号イに定める発電抑制をいう。）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 １回線とする。 （ウ）・（エ）（略） イ （略） 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は<u>発電支障</u>の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。 七～九 （略）	（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～四 （略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に<u>供給支障（電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限すること（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）をいう。以下同じ。）や発電支障等（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の発電設備等の電力系統からの電氣的な切り離し、発電抑制（第６４条第２項第２号イに定める発電抑制をいう。）及び充電抑制（第６４条第２項第２号ウに定める充電抑制をいう。）をいう。以下同じ。）</u>の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 １回線とする。 （ウ）・（エ）（略） イ （略） 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は<u>発電支障等</u>の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。 七～九 （略）
（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び<u>発電支障</u>の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び<u>発電支障等</u>の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
（電力設備の単一故障発生時の基準） 第６４条 送配電線１回線、変圧器１台、発電機１台その他の電力設備の単一故障（以下「N－１故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三 （略） ２ 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 （略） 二 <u>発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき</u> ア 当該<u>発電支障</u>による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（給電指令（第１８９条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を<u>維持・運用する</u>電気供給事業者がN－１故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）</u>。 （新設）	（電力設備の単一故障発生時の基準） 第６４条 送配電線１回線、変圧器１台、発電機１台その他の電力設備の単一故障（以下「N－１故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三 （略） ２ 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 （略） 二 <u>発電支障等が発生しない場合、又は、発電支障等が発生する場合であり、次に掲げる事項のいずれも満たすとき</u> ア 当該<u>発電支障等</u>による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（第１８９条に規定する給電指令（以下単に「給電指令」という。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を<u>維持し、及び運用する</u>電気供給事業者がN－１故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該合意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）</u>。 ウ <u>充電抑制（給電指令により蓄電設備の充電の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行わ</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
ウ その他<u>発電抑制</u>を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きいこと。	<u>れることをいう。以下同じ。）の対象となる蓄電設備を維持し、及び運用する電気供給事業者がN－1故障時における充電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該合意に基づく給電指令に応じ、充電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に充電抑制を実施できる場合を含む。）。</u> エ その他<u>発電抑制又は充電抑制</u>を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きいこと。
（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策） 第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び<u>発電支障</u>の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。	（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策） 第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び<u>発電支障等</u>の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。
（潮流調整） 第153条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の<u>発電計画提出者</u>間の公平性を確保しつつ、<u>出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整</u>を行う。	（潮流調整） 第153条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の<u>発電計画等提出者</u>間の公平性を確保しつつ、<u>潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整等</u>を行う。
（平常時において混雑が発生する場合の措置） 第153条の2 流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等</u>の出力抑制等 （新設） 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等</u>の出力抑制等 （新設） <u>三～五</u> （略）	（平常時において混雑が発生する場合の措置） 第153条の2 流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った火力電源等の発電設備（混焼バイオマス電源及び揚水発電設備を含む。）の出力抑制等</u> 二 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u> 三 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った火力電源等の発電設備（F I T電源を除く混焼バイオマス電源、及び揚水発電設備を含む。）の出力抑制等</u> 四 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u> <u>五～七</u> （略）
（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第4号</u>に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一・二 （略） 三 <u>前条第1項第4号</u>に定める措置を行う必要性	（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第6号</u>に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一・二 （略） 三 <u>前条第1項第6号</u>に定める措置を行う必要性
（新設）	<u>（下げ調整力が不足する供給区域以外の一般送配電事業者の措置）</u> <u>第174条の2</u> 前条第1項に規定する一般送配電事業者が前条第1項第2号又は第6号の措置を講

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																																														
	<u>じるにあたり、前条第１項に規定する一般送配電事業者以外の一般送配電事業者は、当該措置により供給を受ける電気の量に基づき、必要に応じて、前条第１項に規定する一般送配電事業者が第１７３条及び前条に基づき講じた措置（前条第１項第６号の措置を講じる場合は、同項第２号の措置を除く。）を講じる。</u>																																														
（作業停止計画の原案の提出） 第２３０条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２―１で定める期日までに、別表１２―２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 ２ 一般送配電事業者は、業務規程第１５７条第２項の規定により、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 ３・４ （略） 別表１２―１ 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※１、※２）<table><tr><th></th><th>年間計画 （翌年度・翌々年度）</th><th>月間計画 （翌月・翌々月）</th><th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th></tr><tr><td>原案</td><td><u>毎年１０月末頃</u></td><td>毎月１日頃</td><td rowspan="3">不定期 （速やかに）</td></tr><tr><td>調整案</td><td><u>毎年１２月末頃</u></td><td>毎月１０日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td><u>毎年２月中旬</u></td><td>毎月中旬</td></tr></table> ※１・※２ （略） 別表１２―２ 作業停止計画の提出者及び提出先<table><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td>発電設備等の 作業停止計画</td><td><u>発電計画提出者</u></td><td>本機関</td></tr></table>		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）	調整案	<u>毎年１２月末頃</u>	毎月１０日頃	最終案	<u>毎年２月中旬</u>	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関	（作業停止計画の原案の提出） 第２３０条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２―１で定める期日までに、別表１２―２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 ２ 一般送配電事業者は、業務規程第１５７条第２項の規定により、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 ３・４ （略） 別表１２―１ 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※１、※２）<table><tr><th></th><th>年間計画 （翌年度・翌々年度）</th><th>月間計画 （翌月・翌々月）</th><th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th></tr><tr><td>原案</td><td><u>毎年７月末頃</u></td><td>毎月１日頃</td><td rowspan="3">不定期 （速やかに）</td></tr><tr><td>調整案</td><td><u>毎年１０月末頃</u></td><td>毎月１０日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td><u>毎年１月上旬</u></td><td>毎月中旬</td></tr></table> ※１・※２ （略） 別表１２―２ 作業停止計画の提出者及び提出先<table><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td>発電設備等の 作業停止計画</td><td><u>発電計画等提出者</u></td><td>本機関</td></tr></table>		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	<u>毎年７月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）	調整案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１０日頃	最終案	<u>毎年１月上旬</u>	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画等提出者</u>	本機関
	年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止																																												
原案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）																																												
調整案	<u>毎年１２月末頃</u>	毎月１０日頃																																													
最終案	<u>毎年２月中旬</u>	毎月中旬																																													
対象設備	計画提出者	提出先																																													
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																																													
発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関																																													
	年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止																																												
原案	<u>毎年７月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）																																												
調整案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１０日頃																																													
最終案	<u>毎年１月上旬</u>	毎月中旬																																													
対象設備	計画提出者	提出先																																													
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																																													
発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画等提出者</u>	本機関																																													
（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第２３３条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>発電計画</u>に影響を受ける<u>発電計画提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 ２ （略）	（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第２３３条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>発電計画又は調達計画</u>に影響を受ける<u>発電計画等提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 ２ （略）																																														
（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第２３４条 （略） ２ 一般送配電事業者は、第２３０条第２項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。	（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第２３４条 （略） ２ 一般送配電事業者は、第２３０条第２項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。																																														

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
3 （略） （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）	3 （略） （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）
（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、<u>発電計画</u>に影響が生じる<u>発電計画提出者</u>は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。	（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、<u>発電計画又は調達計画</u>に影響が生じる<u>発電計画等提出者</u>は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。
（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 <u>本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第 1 1 号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u> 一 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u>	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 <u>一般送配電事業者が、第 2 3 3 条及び第 2 3 5 条に定める調整対象作業停止計画の調整を行うに当たっては、業務規程第 1 6 3 条第 1 項（同項第 1 1 号を除く。）及び第 2 項に定める事項を考慮する。</u> （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）
附則（平成 2 9 年 4 月 1 日） <u>（北海道風力実証試験の実施）</u> 第 2 条 <u>北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験（平成 2 3 年 9 月 3 0 日 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。）に係る一般送配電事業者は、北海道風力実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。</u>	附則（平成 2 9 年 4 月 1 日） 第 2 条 <u>削除</u>
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） <u>（発電制約量の調整）</u> 第 2 条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第 2 4 4 条第 2 項の規</u>	附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） <u>（発電等制約量の調整）</u> 第 2 条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第 2 4 4 条の規定によ</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約量</u>及び制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電制約量</u>を見直した場合も同様とする。 2 <u>発電計画提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電制約量</u>について、<u>発電計画提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電制約量</u>を調整することができる。 3 <u>発電計画提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電制約量</u>の調整内容を連絡する。 4 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画提出者</u>は、当事者間において<u>発電制約量</u>の調整及び当該<u>発電制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。 7 <u>発電計画提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。	り、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量</u>及び充電制約量（以下総称して「<u>発電等制約量</u>」という。）並びに制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画等提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電等制約量</u>を見直した場合も同様とする。 2 <u>発電計画等提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電等制約量</u>について、<u>発電計画等提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電等制約量</u>を調整することができる。 3 <u>発電計画等提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電等制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電等制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電等制約量</u>の調整内容を連絡する。 4 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画等提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画等提出者</u>は、当事者間において<u>発電等制約量</u>の調整及び当該<u>発電等制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電等制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電等制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。 7 <u>発電計画等提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。
附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約量</u>の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による<u>発電制約量</u>の調整が不調となった<u>発電計画提出者</u>は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電制約量</u>の再調整を行う。 2 <u>発電計画提出者</u>は、<u>発電制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。 3 一般送配電事業者及び<u>発電計画提出者</u>は、本機関より再調整の結果及び決定された<u>発電制約量</u>について通知を受ける。	附則（平成30年6月29日） （<u>発電等制約量</u>の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による<u>発電等制約量</u>の調整が不調となった<u>発電計画等提出者</u>は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電等制約量</u>の再調整を行う。 2 <u>発電計画等提出者</u>は、<u>発電等制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。 3 一般送配電事業者及び<u>発電計画等提出者</u>は、本機関より再調整の結果及び決定された<u>発電等制約量</u>について通知を受ける。
附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 （略） 2 （略）	附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約</u>又は<u>充電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約</u>又は<u>充電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画等提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 （略） 2 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本指針は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2024 年 12 月 4 日 ～ 2024 年 12 月 24 日	・業務規程第 178 条第 2 項の規定により、本変更案（別紙 1。以下同じ。）について会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施 ・意見は 0 件（2025 年 1 月 7 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2025 年 2 月 4 日	・ 2024 年度第 3 回評議員会により、本変更案を議決
2025 年 2 月 5 日	・ 第 496 回理事会において、本変更案を議決
2025 年 3 月 6 日	・ 第 19 回通常総会において、本変更案を報告

電力広域的運営推進機関 第19回通常総会 議事録

1 開催日時 2025年3月6日（木曜日） 10時30分～11時18分

2 開催場所 東京都江東区豊洲6丁目2番15号（電力広域的運営推進機関）

3 総会員数 1,935事業者

4 出席会員数 1,087事業者

（内、書面又は電磁的方法による議決権行使1,087事業者）

5 議 案

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 業務規程の一部変更の件

第3号議案 2025年度事業計画の件

第4号議案 2024年度予算変更の件

第5号議案 2025年度予算決定の件

第6号議案 役員選任の件

第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

報告事項(2) 再エネ収支及び借入の状況の件

報告事項(3) 余裕金等の運用経過報告の件

6 議事の経過及び結果

(1) 開会

理事長の大山力が、定款第22条第1項の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

(2) 総会の成立状況の報告

議長が、事務局に報告を求め、事務局長の岩男健佑が、総会員数者1,935者のうち、3月5日時点で書面又は電磁的方法による議決権行使を行った会員が1,087者であり、定款第21条第1項の規定に定める総会員数の半数以上の会員が出席しており、本総会が有効に成立している旨を報告した。

(3) 議事録署名人の選任

議長が、定款第26条の規定に定める議事録署名人3名の選任について、北陸電力送配電株式会社の朝倉 茂（送配電事業者グループ）、株式会社 V-Power の

加藤 栄一（小売電気事業者グループ）、株式会社 Loop の松村 優（発電事業者グループ）を指名した。

（４） 議案審議

議長が、議事の進め方について、第１号議案、第２号議案及び報告事項(1)、第４号議案と第５号議案は、それぞれ一括で説明を行う旨を説明し、また、定款第２１条第２項の規定に定めるところにより、第１号議案、第２号議案は出席した会員の議決権の３分の２以上の賛成により、その他の議案は出席した会員の議決権の過半数の賛成により、それぞれ可決となる旨を説明し、議案の説明に入った。

第１号議案 定款の一部変更の件

第２号議案 業務規程の一部変更の件

報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第１号議案、第２号議案及び報告事項(1)の説明を行った。

〔質疑〕

議案及び報告事項に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第１号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により、賛成が３分の２以上と認め、第１号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。続いて、第２号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により、賛成が３分の２以上と認め、第２号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第３号議案 ２０２５年度事業計画の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第３号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第３号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第３号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第４号議案 ２０２４年度予算変更の件

第５号議案 ２０２５年度予算決定の件

〔議案説明〕

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が第４号議案、第５号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第４号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第４号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

続いて、議長が第５号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第５号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第６号議案 役員選任

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第６号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第６号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第６号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第７号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第７号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第７号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第７号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

報告事項（２）再エネ収支及び借入の状況の件

報告事項（３）余裕金等の運用経過報告の件

〔議案説明〕

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が報告事項（２）、（３）の説明を行った。

〔質疑〕

報告事項に関する事前質問はなかった。

(5) 閉会

総会の議事をすべて終了したため、議長が11時18分に閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証します。

2025年 3月 6日

議長

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(案)

経 済 産 業 省

20250314電委第5号
令和 7 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和7年3月13日付け20250306資第21号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

経 済 産 業 省

20250314 電委第6号
令和 7 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の
変更の認可について（回答）

令和7年3月13日付け20250306資第22号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。